

病虫害標本の移動等に関する取扱い要領

平成22年4月1日
農研本企第10号-1
農業研究本部長通知

(趣旨)

- 第1 農作物の病虫害に関する試験研究等を目的として、病虫害標本（以下「標本」という。）を輸出入もしくは移出入（以下「移動」という。）する場合、及び輸・移入後保管する場合は、植物防疫上の事故等を未然に防止するため、この要領により適正に取り扱うものとする。

(取扱い対象)

- 第2 この要領で取扱いの対象とする標本は、次に掲げる生命活性を有する有害動植物（以下「病虫害」という。）とする。（その後世代のもの及び継代培養したものを含む。）
- 1) 有用植物を害する有害植物（真菌、粘菌、細菌、寄生植物、ウイルス等）
 - 2) 有用植物を害する有害動物（昆虫、ダニ類、線虫等）
 - 3) その他、植物防疫上適正な管理を要するもの

(移動の手続き)

- 第3 標本を移動しようとする地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業試験場の場長（以下「当該場長」という。）は、標本の名称、区分、移動の目的、相手方、数量等を精査し、移動の可否を決定する。標本の移動は以下の手続きにより行う。
- なお、当該場長は、移動の決定に当たって必要がある場合は、農業研究本部長と様式①及び②により事前に協議する。

(1) 標本を輸・移入する場合

- ア 国際植物検疫上、国が輸入を禁止する病虫害（植物防疫法第5条の2に定められる検疫有害動植物をいう。）を標本として輸入しようとする場合は、当該場長は、「輸入禁止品輸入許可申請手続きの手引き」（平成11年1月農林水産省植物防疫所編）により、農林水産省植物防疫所（以下「植物防疫所」という。）を経由して農林水産大臣に様式③により申請し、許可を得た後、様式④により輸入元に依頼する。
- イ 国内植物検疫上、国が移動を制限及び禁止する病虫害（植物防疫法施行規則第35条の7に定められる病虫害をいう。）を標本として移入しようとする場合は、当該場長は、植物防疫法第16条の3及び同法施行規則第35条の8に基づき、植物防疫所を経由して農林水産大臣に様式⑤により申請し、許可を得た後、様式④により移入元に依頼する。

ウ 国内植物検疫上、国内の指定微生物株保存機関から輸入検疫有害菌（「輸入禁止品の輸入許可申請手続の手引」別表2に掲げる輸入検疫有害菌以外の菌をいう。）を譲り受けようとする場合は、当該場長は、「輸入禁止品の輸入許可申請手続の手引」により、植物防疫所長に様式⑥により申請し、許可を得た後、様式④により移入元に依頼する。

エ 上記ア～ウ以外の病害虫を標本として輸・移入する場合は、当該場長は、様式④により輸・移入元に依頼する。

(2) 標本を輸・移出する場合

ア 当該場長は、標本を輸・移出しようとする場合は、様式⑦による輸・移出先からの依頼に基づくこととする。

イ 当該場長は、様式⑧により標本を輸・移出した後は、輸・移出先より様式⑨の受領書を提出させる。

ウ 同定依頼のために標本を輸・移出する時は、様式⑩に基づき輸・移出先に依頼、送付し、輸・移出先からの提供依頼（様式⑦）や受領書（様式⑨）は必要としない。

エ 当該場長は、標本等の保存・配布機関（独立行政法人農業生物資源研究所ジーンバンク等）への寄託ために標本を輸・移出しようとする場合は、当該機関の定める要領に従う他、様式⑪を当該機関に送付する。

(標本の適正な管理)

第 4 当該場長は、管理責任者を設置し、その監督のもとに移動した標本等を適正に管理する。また、農業研究本部長は、標本が適正に管理されるよう、必要に応じて各場に指示する。

(1) 輸・移入した標本の管理

ア 北海道立総合研究機構農業試験場（以下、「道立農業試験場」という）間での移入も含め標本を輸・移入した場合は、全てその都度、様式⑫の標本保管管理台帳に登録する。

イ 農林水産大臣及び植物防疫所長の許可を得て入手したものは、その許可条件を遵守して管理する。

ウ 輸・移入した標本を試験研究の中止もしくは完了に伴い処分する場合、及び試験研究完了後も保存する場合等は、その都度様式⑫に記録する。

エ 輸・移入後不用になった標本は、高圧殺菌や焼却等の適正な方法により確実に不活性化する。

(2) 標本の輸・移出実績の把握

- ア 標本を輸・移出した場合は、全てその都度、標本提供依頼書（様式⑦）と標本受領書（様式⑨）、病虫害同定依頼書（様式⑩）の写し、ないしは標本受入依頼書（様式⑪）の写しをもって、標本輸・移出実績台帳とし、管理責任者がこれを保管・管理する。
- イ 道立農業試験場間での標本の移出の際は、全てその都度、様式⑦と同様の様式により担当者が記載し、輸・移出実績台帳とする。この際、当該場長の決裁は必要としない。

(移動実績等の報告)

- 第 5 当該場長は、当該年度の標本の移動実績及び管理状況を、次年度の4月20日までに農業研究本部長に、標本保管管理台帳及び標本輸・移出実績台帳の写しをもって報告する。また、植物防疫所の許可を得て入手したのものについては、「輸入禁止品の輸入許可申請手続の手引」に基づいて、様式⑬の輸入禁止品管理（利用・完了）状況報告書等を植物防疫所等に報告する。

(事故等に対する措置)

- 第 6 標本の移動及び管理において事故等が発生した場合は、関係機関との緊密な連携のもとに迅速かつ的確に対応する。
- (1) 事故等が発生した場合、当該場長は、速やかに発生状況を様式⑭により、農業研究本部長に報告する。
- (2) 農業研究本部長は、植物防疫上重大な事態に発展するおそれがあると判断した場合は、様式⑭の写しにより発生状況を植物防疫所長、北海道病虫害防除所長等に報告し、対策を協議するための連絡調整に当たる。
- (3) 当該場長は、農業研究本部長と連携を密にし、植物防疫所長、北海道病虫害防除所長等の指示のもとに適切な措置を講じる。

(その他)

- 第 7 この要領に定めのない事項については、当該場長は、農業研究本部長と協議するほか、必要に応じて北海道病虫害防除所長及び植物防疫所長等の指示、指導を受ける。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。